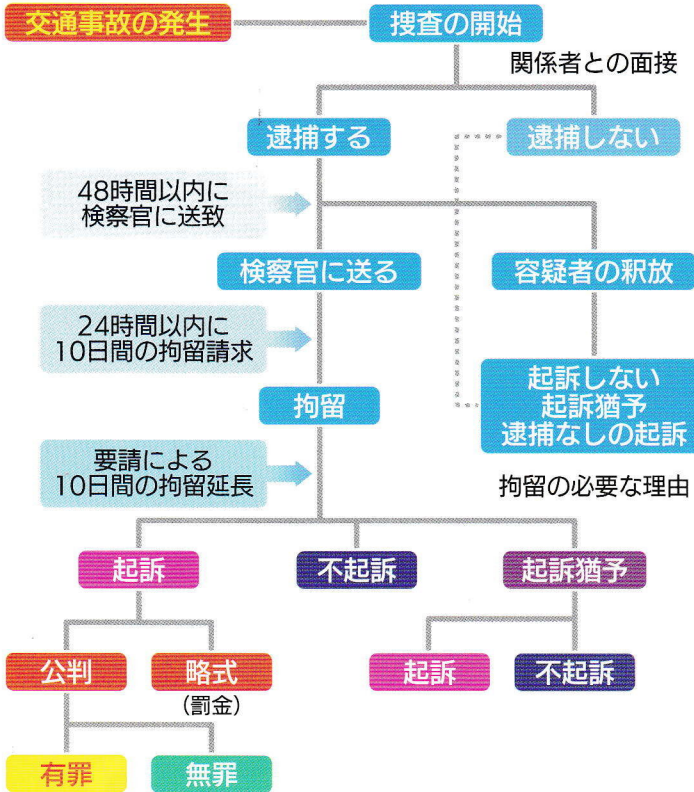


加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故があれば、次のような流れで加害者が処罰されます。

刑事上の捜査の流れ図



捜査活動 (事情聴取)

証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして、犯人を処罰するために行う活動です。

交通事故の状況や事故の届出をした状況等を担当の警察官が詳しくお聞きすることを事情聴取といい、供述調書を作成することもあります。

事情聴取は、事件の原因究明や加害者の特定に欠くことができないものですので、思い出したくないことや言いたくないことがあるかと思いますが、事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

事件送致・起訴等

警察では、加害者を犯人と認めた場合は、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

検察官は、送致された証拠等に基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

と言います。

起訴、不起訴を判断する必要等がある場合に、検察官が被害者等に事情をききますので、ご理解下さい。

公判等

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

裁判では、被害者等を保護するための制度が定められていますので、詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判官にお問い合わせ下さい。

※犯人が20歳未満の少年のときは、少年審判手続きなどによる場合があり、これらの手続きとは違いが異なります。

自動車保険制度について教えてください



自動車保険には、強制保険と呼ばれている**自賠責保険**と**任意保険**があります。

	自賠責保険	任意保険
加入	加入しなければならない	任意
対象	人身損害のみ	人身損害と物損
支払	死亡 3,000万円 障害 120万円 後遺障害 75~4,000万円	保険契約の限度額 までの保障

自賠責保険

● 被害者請求

被害者やその家族の方から直接、事故を起こした自動車について契約を提携している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払を請求できます。

● 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者等から契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

任意保険 (共済)

保険請求の具体的な手続きについては、加入先の保険会社にお問い合わせ下さい。

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責制度から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない
- 事故を起こしたが相手が自賠責保険に加入していない

自動車損害賠償保障制度とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。詳しい内容については、損害保険会社などにお尋ね下さい。

どこに相談すればいいの？

警察による支援制度

大分県警察本部交通指導課

警察安全相談コーナー

各警察署交通課

☎097-536-2131

☎097-534-9110

地方公共団体による支援制度

詳しくは、県又は地方公共団体の窓口にお問い合わせ下さい。

